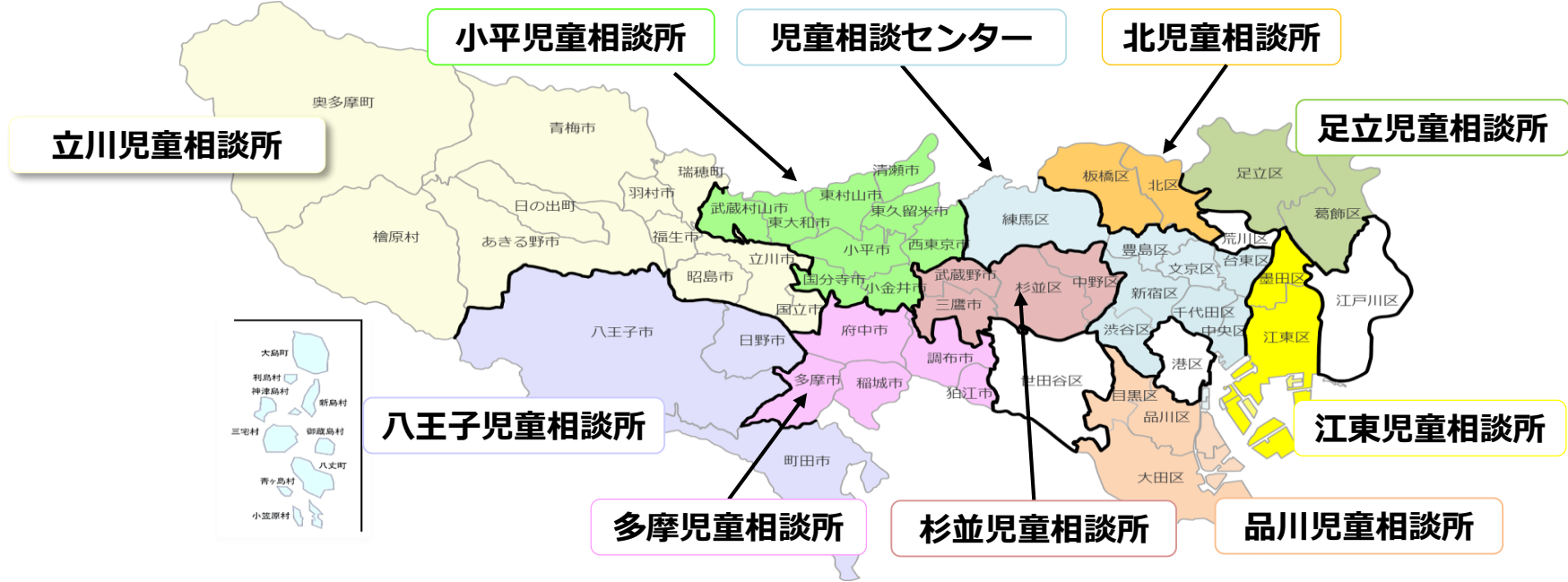


都立児童相談所の設置について

国から児童相談所設置基準を定める政令等が発出されたことに伴い、管轄人口が100万人を超える児童相談所は、管轄区域の変更や新設による区域分割などの対応が必要

➡ 児童相談センターの管轄人口が特に多く、多摩地域にも、管轄人口100万人を超える児童相談所が存在



都立児童相談所	管轄人口	都立児童相談所	管轄人口
児童相談センター	227万人	杉並児童相談所	125万人
北児童相談所	92万人	八王子児童相談所	118万人
品川児童相談所	142万人	多摩児童相談所	82万人
江東児童相談所	80万人	立川児童相談所	75万人
足立児童相談所	115万人	小平児童相談所	115万人

〔児童相談所設置区〕

< R 2 > 世田谷区 (92万人)
江戸川区 (70万人)
荒川区 (22万人)

< R 3 > 港区 (26万人)

* 児童相談所管轄内の管轄人口は
「住民基本台帳による世帯と人口」(令和3年1月1日現在)

都立練馬児童相談所（仮称） の設置

練馬区子ども家庭支援センターと同一建物内に、都立練馬児童相談所（仮称）を設置（令和6年度開所予定）

多摩地域への児童相談所の 設置調査

多摩地域に都立児童相談所を設置するため、施設規模や設置場所、設置形態等に関する調査を実施し、基本計画等につなげる